

資料2

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会
特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会
(第6期－第1回)H24.12.21

共同利用・共同研究拠点制度 及び 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 の概要

平成24年12月

文部科学省研究振興局学術機関課

共同利用・共同研究拠点制度の概要

国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度の概要

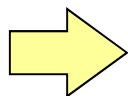
創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、**国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要。
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。**

※学校教育法施行規則第143条の3

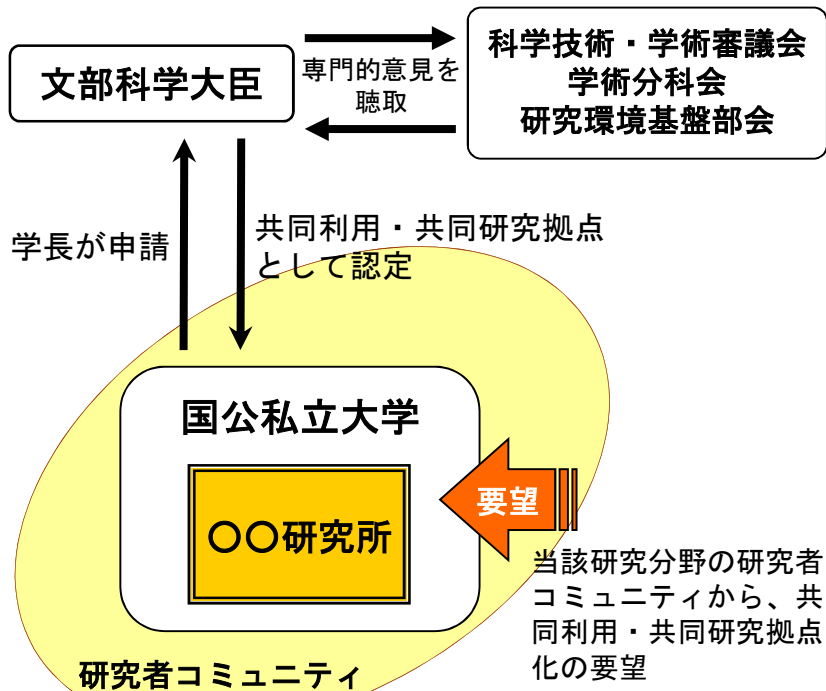
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

本制度の創設



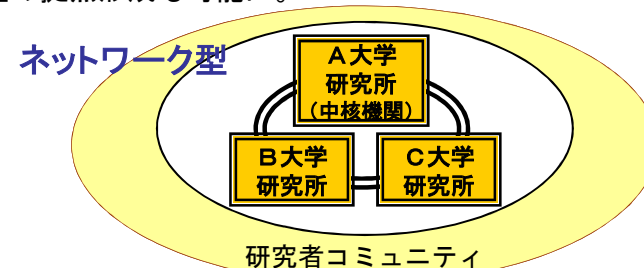
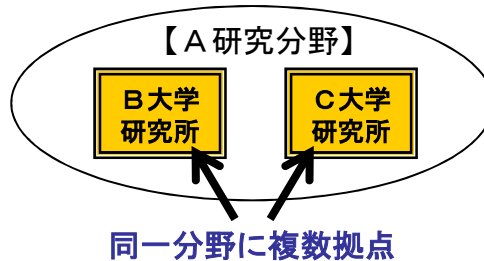
我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の概念図



制度の特徴

- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。
- ・従来の全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。



【認定状況】34大学83拠点（国立大学27大学74拠点、私立大学7大学9拠点）

（平成23年4月1日現在）

区分	分野	拠点数	区分	分野	拠点数
国立大学	理学・工学	33	私立大学	理学・工学	1
	医学・生物学	30		医学・生物学	1
	人文学・社会科学	11		人文学・社会科学	7
小計		74	小計		9

学校教育法施行規則における位置付け

学校教育法施行規則(平成20年7月31日 文部科学省令第22号) (抄)

第四百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

(参考) 学校教育法 (昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程 (文部科学省告示第133号) を、学校教育法施行規則と同日付で公布・施行。

※第四百四十三条の二には、教育関係共同利用拠点に関する規程が設けられている。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(1/2)

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

(認定の基準)

第三条 規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(2/2)

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他第三条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第二十二号）の施行の日から実施する。

共同利用・共同研究拠点の一覧 (平成24年3月現在)

国立大学 27大学 74拠点 86研究機関

(国立大学の旧政令研究施設60のうち、50研究施設が拠点)

- 北海道大学
 - 低温科学研究所
 - 電子科学研究所○
 - 遺伝子病制御研究所
- 東北大学
 - 金属材料研究所
 - 加齢医学研究所
 - 流体科学研究所
 - 電気通信研究所
 - 多元物質科学研究所○
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 東京大学
 - 医科学研究所
 - 地震研究所
 - 東洋文化研究所附属
 - 東洋学研究情報センタ
 - 社会科学研究所附属
 - 社会調査・データアーカイブ
 - 研究センター
 - 史料編纂所
 - 宇宙線研究所
 - 物性研究所
 - 大気海洋研究所
- 東京医科歯科大学
 - 難治疾患研究所
- 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京工業大学
 - 資源化学研究所○
 - 応用セラミックス研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 富山大学
 - 和漢医薬学総合研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
- 名古屋大学
 - 太陽地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 人文科学研究所
 - 再生医学研究所
 - エネルギー理工学研究所
 - 生存圏研究所
 - 防災研究所
 - 基礎物理学研究所
 - ウイルス研究所
 - 経済研究所
 - 数理解析研究所
 - 原子炉実験所
 - 霊長類研究所
 - 東南アジア研究所
- 大阪大学
 - 微生物病研究所
 - 産業科学研究所○
 - 蛋白質研究所
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所

ネットワーク型拠点

- 物質・デバイス領域共同研究拠点
 - >「○」の付いた5研究所
- 学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点
 - >「◇」の付いた8情報基盤センター
- 海洋生物学研究共同推進拠点
 - >「△」の付いた2研究センター

- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
- 広島大学
 - 原爆放射線医科学研究所
- 九州大学
 - 生体防御医学研究所
 - 応用力学研究所
 - 先端物質化学研究所○
- 長崎大学
 - 熱帯医学研究所

(国立大学の旧省令研究施設362のうち、36研究施設が拠点)

- 北海道大学
 - 触媒化学研究センター
 - スラブ研究センター
 - 人獣共通感染症リサーチセンター
 - 情報基盤センター◇
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 電子光物理学研究センター
 - サイバーサイエンスセンター◇
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - 遺伝子実験センター
 - 下田臨海実験センター△
- 千葉大学
 - 環境リモートセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- 東京大学
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 空間情報科学研究センター
 - 海洋基礎生物学
 - 研究推進センター△
 - 情報基盤センター◇
- 東京工業大学
 - 学術国際情報センター◇
- 名古屋大学
 - 地球水循環研究センター
 - 情報基盤センター◇
- 京都大学
 - 生態学研究センター
 - 放射線生物研究センター
 - 野生動物研究センター
 - 地域研究総合情報センター
 - 学術情報メディアセンター◇
- 大阪大学
 - 核物理研究センター
 - レーザーエネルギー学研究センター
 - サイバーメディアセンター◇
- 鳥取大学
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 地球物質科学研究センター
- 広島大学
 - 放射光科学研究センター
- 徳島大学
 - 疾患酵素学研究センター
- 高知大学
 - 海洋CO2総合研究センター
- 九州大学
 - 情報基盤研究開発センター◇
- 佐賀大学
 - 海洋エネルギー研究センター
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター

私立大学 7大学 9拠点 9研究機関

【☆】の付いた7研究施設は、特色ある共同研究拠点の整備の推進事業により財政措置

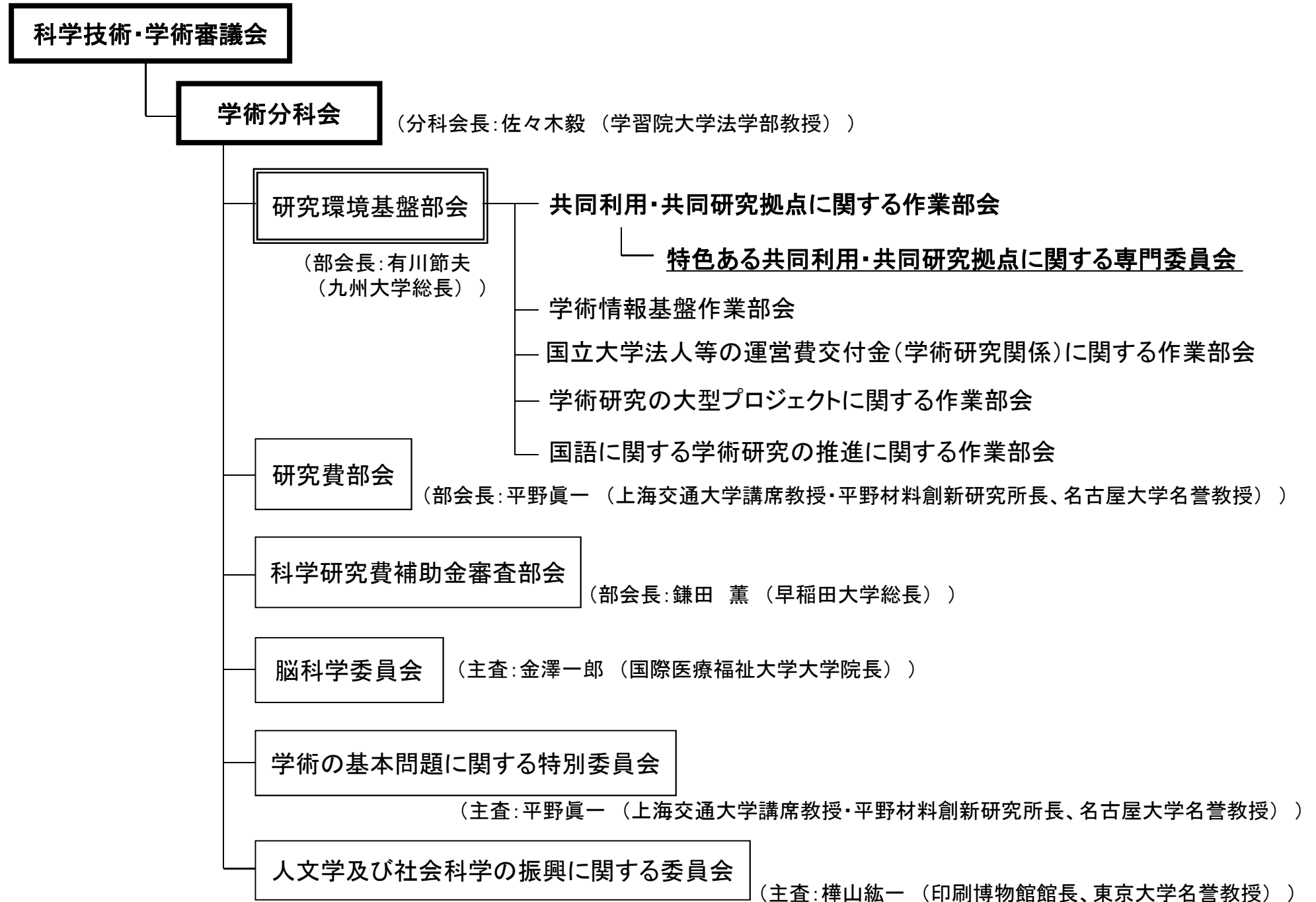
- 慶應義塾大学
 - パネルデータ設計・解析センター☆
 - Keio - Med Open Access Facility
- 東京理科大学
 - 総合研究機構火災科学研究センター
- 文化女子大学
 - ファッション研究機構☆
- 早稲田大学
 - イスラーム地域研究機構☆
 - 坪内博士記念演劇博物館☆
- 神奈川大学
 - 日本常民文化研究所☆
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター☆
- 関西大学
 - ソシオネットワーク戦略研究機構☆

34大学83拠点(国立27大学74拠点、私立7大学9拠点)

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	33	私立	理・工	1
	医・生	30		医・生	1
	人・社	11		人・社	7
計		74	計		9

●: 共同利用・共同研究拠点の所在地

共同利用・共同研究拠点の認定に関する審議体制



共同利用・共同研究拠点に関する作業部会委員名簿

(臨時委員：3名)

(◎主査、○主査代理)

金 田 章 裕	人間文化研究機構長
草 間 朋 子	東京医療保健大学副学長
中 西 友 子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(専門委員：9名)

青 木 克 己	長崎大学大学院国際健康開発研究科長
◎ 飯 吉 厚 夫	中部大学総長
○ 稲 永 忍	ものづくり大学長
大 竹 文 雄	大阪大学社会経済研究所教授
永 宮 正 治	日本原子力研究開発機構客員研究員 高エネルギー加速器研究機構研究員
中 村 雅 美	江戸川大学メディアコミュニケーション学部 情報文化学科特任教授
福 山 秀 敏	東京理科大学副学長
松 沢 哲 郎	京都大学霊長類研究所教授
横 山 広 美	東京大学大学院理学系研究科准教授

【参考】報告書「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ」概要

(平成20年5月27日 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会)

1. 学術研究の推進についての基本的考え方

- 学術研究の推進とその発展のための人材育成は国の重要な責務。
- 研究者の自由な発想に基づくボトムアップを基本として推進。
- 研究の多様性の確保と卓越した拠点の形成。

2. 学術研究組織の整備に関する大学と国の役割

- 学術研究組織は、各大学が主体的に整備することが原則。
- 大学の枠を越えた共同利用・共同研究の拠点組織等は、国全体の学術研究の発展の観点から、国として重点的に整備を推進。
- 共同利用・共同研究拠点以外については、国立大学の附置研究所に対する国の関与を廃止。

3. 国公私立大学を通じた共同利用・共同研究の推進

- 現在国立大学の附置研究所等及び大学共同利用機関に位置付けている共同利用・共同研究拠点を、私立大学等にも拡大。
- 従来の一分野一拠点から、分野の特性に応じて複数拠点も可能に。
- 従来の固定的な組織以外に、ネットワーク型の拠点形成も推進。
- 共同利用・共同研究に係る経費は国が重点的に支援。
- 大学に設置する共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けを明確化するため、学校教育法施行規則等に必要な規定を整備。

4. 学術研究の大型プロジェクトの推進

- 研究者コミュニティによるボトムアップの議論と合意形成に基づき、学術研究全体の状況や国際的な動向を踏まえ、国の学術政策として、共同利用・共同研究体制により推進。

特色ある共同研究拠点の整備の推進 事業の概要

豊富な学術資料やデータ等を保有するなど、他大学からの研究者の利用や共同研究を実施するだけの十分なポテンシャルを有する私立大学等の研究施設を対象に、共同研究拠点を整備することにより、当該研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を促進する。

※共同研究拠点:個々の大学の枠を越えて、大学の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う、当該研究分野における拠点。

事業のイメージ

共同研究拠点

【主な取組】

外部の研究者等を含めた運営委員会の設置
公募による共同研究の実施
学術資料、データベース等の共同利用
共同研究・共同利用に関する情報提供
など

国公立大学を通じた共同研究の促進
研究者ネットワークの構築
学術資料等の共同利用の促進

研究分野全体の研究水準の向上
異分野融合による新たな学問領域の創出

主な採択拠点

○慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター ○早稲田大学演劇映像学連携研究拠点

<H20年度採択>

多数の研究者や研究機関の参加を得て、同一の家計や企業の行動等について追跡調査したパネルデータを設計構築し、これに基づき実証研究を行う。



関連研究者・研究諸機関との演劇及び映像をテーマとする共同研究を行い、研究資産のより一層の有効活用を図る。



<H21年度採択>

活動状況・評価等

○共同利用・共同研究の状況(平成22年度実績、採択拠点(全7拠点)合計)

- ・741機関1,951名の研究者が各拠点の学術資料等を利用
- ・128課題の共同研究を実施

→採択前より大幅に増加しており、活動が活性化

○中間評価結果(平成20年度、平成21年度採択拠点(全7拠点))

- ・研究者、学識経験者等からなる事業委員会による中間評価において、7拠点のうち4拠点が順調、3拠点が概ね順調に計画が実施されていると評価

→共同研究拠点の整備が着実に進捗

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業採択拠点一覧

■平成20年度採択拠点(14大学14拠点から申請があり、5大学5拠点を採択)

大学名	拠点名	拠点代表者	研究分野	拠点の概要
早稲田大学	イスラーム地域研究機構	桜井 啓子	地域研究	現代問題への歴史的なアプローチと地域間比較の手法を活用することで、イスラームとイスラーム文明に関する実証的な知の体系を築くことを目的とし、早稲田大学イスラーム地域研究機構を中心に、東京大学、上智大学、京都大学、財団法人東洋文庫の5拠点からなる共同研究ネットワークを構築する。各拠点ではそれぞれ特色を持った共同研究活動、学術資料の収集、データベースの公開などを行うとともに、公募研究により新たな研究課題を開拓し、より多くの研究者が共同研究に参加できる共同研究活動の拠点を構築する。
慶應義塾大学	パネルデータ設計・解析センター	樋口 美雄	経済統計学、応用経済学	所得の格差や変動、労働、教育、健康、税社会保障制度、ジェンダーなど様々な課題について、多数の研究者や研究機関の参加を得て、同一の家計や企業の行動、経済状況の変化を長期にわたり追跡調査した信頼にたるパネルデータを設計構築し、これに基づき実証研究を行うことを目的とする。さらに、収集したデータの公開、研究会やシンポジウムを通じた成果の発信、セミナー等での講義等を通じた利用者の拡大を推進し、質・量両面で実証経済学の発展に貢献できるよう開かれた先導的共同研究拠点の構築を目指す。
文化学園大学	文化ファッション研究機構	森川 陽	生活科学(服飾文化)等	服飾文化の研究は、人文学・社会科学はもとより、素材から服づくりにわたる広い分野が関わっている服飾文化の共同研究拠点の形成のため、文化女子大学がこれまでの教育・研究の中で収集・整理してきた学術雑誌・図書、映像資料並びに服飾資料の共同研究への提供、共同研究スペースの提供等により共同利用を推進する。また、これらの研究リソースのデータベース化、全国の研究機関との協力により服飾文化の共同研究を促進するとともに、世界に向けて服飾文化の研究成果を発信し、我が国の服飾文化の振興を図る。
大阪商業大学	JGSS研究センター(JGSS:日本版総合的社会調査)	岩井 紀子	社会学	国内外の研究機関の研究者から広く研究課題を公募し、調査の設計段階から関わる「設問公募研究」、データ分析段階から関わる「分析公募研究」、公開データを分析する「公開データ利用研究」の3種類の共同研究課題を支援し、採択した研究課題を集約した総合的社会調査JGSS(Japanese General Social Surveys)の実施とそのデータを分析する機会の提供、公開データの整備と共同研究の支援環境の整備により、日本社会の現状と変容、および東アジアにおける日本社会の位置づけを明らかにする。
関西大学	ソシオネットワーク戦略研究機構	鶴飼 康東	経済政策	高度情報通信技術を活用した総合的政策研究を行い、世界が直面している社会的課題解決のための学術的基盤形成を目的として、本拠点に研究蓄積のある金融政策、国民年金政策、情報通信政策に関するデータ収集、解析、及びシミュレーションに基づく政策研究を推進する指定研究ユニットを設置するとともに、大学等の研究者への公募により複数の公募研究ユニットを開設することにより、社会マイクロ・データ及び政策分析ソフトウェアを研究者に公開して、新しい社会科学の展開を目指す。

■平成21年度採択拠点一覧(7大学7拠点から申請があり、2大学2拠点を採択)

大学名	拠点名	拠点代表者	研究分野	拠点の概要
早稲田大学	演劇映像学連携研究拠点	竹本 幹夫	人文学、芸術学、芸術学・芸術史・芸術一般	学外演劇研究者・演劇研究諸機関と共同し、演劇及び映像をテーマとして、21世紀COEプログラム等による研究実績、豊富な学術資料やデータベースの一層の社会還元と有効活用、開放的な研究交流による演劇映像研究の世界的レベルでの発展を目指す。本拠点では、拠点から提案したテーマに関する学外諸機関と連携した共同研究、本拠点の研究資源の有効活用を前提とする共同研究の公募と研究資源や研究の場を提供するとともに、研究資源の充実と演劇現場との連携を推進する。
神奈川大学	国際常民文化研究機構	佐野 賢治	文化人類学・民俗学	国家や民族の枠組みを超え、いずれの社会においても大多数を占める庶民層を「常民」として概念化し、等身大の生活文化を総合的に調査・研究・分析する方法論を確立し、多文化共生社会といわれる現代社会にあって、真の国際理解・異文化理解に資することを目的とする。本拠点では、これまで蓄積してきた史資料とデータベースを研究者コミュニティに公開・共有化するとともに、拠点が設定した研究課題における公募による共同研究を実施し、新たな研究領域や研究視角の展望が具体的に構想できる学際的、国際的な共同研究拠点を確立する。

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」事業委員会名簿

主査	北原保雄	前独立行政法人日本学生支援機構理事長
主査代理	白井克彦	放送大学学園理事長
	加藤博	一橋大学大学院経済学研究科特任教授
	寺西重郎	日本大学商学部教授
	徳井淑子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	永井順國	政策研究大学院大学客員教授
	法月敏彦	玉川大学芸術学部教授
	常光徹	人間文化研究機構国立歴史民俗博物館教授
	鶴光代	東京福祉大学心理学部教授

- ※ 事業による支援を行っている現行7拠点の採択（平成20年度及び21年度）は、本委員会にて実施
- ※ 本委員会において、平成22年度及び23年度にそれぞれ、平成20年度及び21年度に採択された拠点に関する中間評価を実施

【参考】特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(H20採択)中間評価結果

1. 中間評価結果

区分	件数
計画は順調に実施されており、今後も継続することによって目的達成が可能と判断される。	3件
計画は概ね順調に実施されているが、目的達成に向け、助言等を踏まえた取組が必要と判断される。	2件
現在までの進捗状況等では目的達成は難しく、助言等を踏まえた適切な変更が必要と判断される。	0件
現在までの進捗状況等から目的達成は困難と判断される。	0件
合計	5件

2. 区分別内訳

- 計画は順調に実施されており、今後も継続することによって目的達成が可能と判断される。(3件)

大学名	拠点名
早稲田大学※	イスラーム地域研究機構
慶應義塾大学	パネルデータ設計・解析センター
大阪商業大学	JGSS研究センター

※ 早稲田大学イスラーム地域研究機構は、東京大学、京都大学、上智大学、財団法人東洋文庫によるネットワーク型共同研究拠点。

- 計画は概ね順調に実施されているが、目的達成に向け、助言等を踏まえた取組が必要と判断される。(2件)

大学名	拠点名
文化女子大学	文化ファッション研究機構
関西大学	ソシオネットワーク戦略研究機構

【参考】特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(H21採択)中間評価結果

1. 対象拠点

- ①早稲田大学演劇映像学連携研究拠点
- ②神奈川大学国際常民文化研究機構

2. 中間評価結果

区分	件数	拠点
計画は順調に実施されており、今後も継続することによって目的達成が可能と判断される。	1件	演劇（早稲田）
計画は概ね順調に実施されているが、目的達成に向け、助言等を踏まえた取組が必要と判断される。	1件	常民（神奈川）
現在までの進捗状況等では目的達成は難しく、助言等を踏まえた適切な変更が必要と判断される。	0件	
現在までの進捗状況等から目的達成は困難と判断される。	0件	
合計	2件	

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(平成25年度～)

平成25年度概算要求額 : 321百万円
(平成24年度予算額) : 321百万円

背景・課題

- 平成20年7月、学校教育法施行規則の改正により、国公私立大学の研究所等を文部科学大臣が共同利用・共同研究拠点として認定する制度が創設された。同制度は、研究所等が有する優れた学術資料・データ・研究設備を研究者が共同で活用することを通じて、我が国全体の学術研究の発展を図るものである。
- 現在までに認定された拠点は、国立大学74拠点に対し、私立大学9拠点、公立大学ゼロとなっている。これまで、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」において私立大学7拠点を支援し、論文数の増加などの成果を挙げているが、法人化以前から全国共同利用型の研究所を整備してきた国立大学と比べて、公私立大学への拠点制度の定着は不十分である。
- 一方で、公私立大学を中心に、共同利用・共同研究拠点として認定を受けていない、建学の精神に基づく特色ある研究所、グローバルCOEや科研費等で高い評価を得ている研究所、震災の復興に資する研究を行う研究所などが多数存在しており、これらのポテンシャルを大学の枠を越えて広く活用することが喫緊の課題となっている。

目的

- 従来にない特色のある研究分野を対象とし、研究ポテンシャルのある研究所を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を図る。

事業概要

- 大臣認定を受けた共同利用・共同研究拠点を対象に、スタートアップのための初期投資について支援（3年間）することとし、共同利用・共同研究拠点の量的・質的拡充を図る（今後6年間で15拠点を支援予定）。
- 具体的には、共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）、学術資料や研究設備の整備費、拠点としての体制整備に要する費用等を支援する。

支援対象機関 : 国公私立大学附置の研究所、研究施設(センター)等で私立大学等に中心拠点を置いて共同利用・共同研究を推進するもののうち、平成25年度から大臣認定を受ける共同利用・共同研究拠点 ※運営費交付金の交付を受けている研究所は対象外

採択拠点数 : 6拠点(平成25年度)
支援額 : 3.2億円(平成25年度)

※前事業を抜本的に見直し、研究所を外部の研究者に開くための初期投資に特化することで支援額を大幅に見直す。
前事業:5年、7拠点、1拠点あたり約3.2億 本事業:3年、15拠点、1拠点あたり約1億

支援期間 : 3年間
年次計画 : 次年度以降は、前年度に対する予算額を毎年20%程度逡減していくことにより、その差額分を新規拠点の財源に充当し、毎年2拠点程度採択する。

【共同利用・共同研究拠点一覧】

34大学83拠点(国立27大学74拠点、私立7大学9拠点)

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	33	私立	理・工	1
	医・生	30		医・生	1
	人・社	11		人・社	7
計		74	計		9

支援対象拠点の選定にあたっては、『特色ある共同研究拠点の整備の推進事業』推進委員会」を組織して必要な審議を行う。

特色ある共同利用・共同研究拠点 に関する今後の進め方

今後の「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」等の進め方

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」事業委員会(第1回)(H24.9.11開催)使用資料

〔背景〕

- 平成24年度で共同利用・共同研究拠点(6拠点)に対する大臣認定が終了する。
- 同じく「特色ある共同研究拠点」(5拠点)に対する財政支援が終了する。

〔課題〕

- 共同利用・共同研究拠点は83拠点(国立74、私立9、公立0)となっているが、当該研究分野の活性化につながるとコミュニティから高く評価されており、拠点の更なる拡充が求められる。
- 拠点の研究分野に偏りがあり(特に人文・社会系が少ない)、これまでにない特色ある拠点を新たに認定していくことが期待される。
- 拠点の質を上げていくために、国として支援を行う必要があるが、厳しい財政状況のもとで、新規拠点への支援と既存の拠点への支援を両立させていくことが求められる。

〔今後の対応方針〕

- 平成25年4月から共同利用・共同研究拠点としての活動ができるよう、本年秋から年度末にかけて、公募・審査・大臣認定を行う。
- 新たな観点から「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」を再構築し、平成25年度概算要求に盛り込む。
- それぞれに委員会を設置して審査等を行う(両委員会では、委員を可能な限り兼ねるなど、緊密な関係を図る。)
- 平成24年度で大臣認定が終了する拠点に対する事後評価等を行う。

〔平成25年度概算要求における「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」〕

- ① 新たに大臣認定を受けた共同利用・共同研究拠点を支援の対象とする
- ② 支援する経費は、拠点のスタートアップのための費用に重点化する(6拠点×4000万円)。
- ③ 支援期間は3年間。支援額は毎年逡減し、その差額を新規拠点(毎年2拠点程度)への支援に充当する。
- ④ 今後6年間で15拠点への支援を予定。

※ 支援期間終了後は、私学助成(特別補助)を通じて拠点を支援する(平成24年度終了の拠点等も対象)

※ 国立大学法人運営費交付金が交付されている研究所・センター等は除外

(参考) 今後、「特色拠点事業」の対象として期待される研究所のイメージ

- ・ 建学の精神に基づく長年の伝統の下、優れた実績を有する研究所
- ・ グローバルCOE等を契機に設置された新たな学問領域を担う研究所
- ・ 当該研究分野を扱う拠点が他になく、国内で唯一の分野に関する研究所
- ・ 東日本大震災や阪神淡路大震災等、災害からの復興や被災地の支援に関する研究所

特色ある共同利用・共同研究拠点に関する今後のスケジュール(案)

平成24年12月現在

…会議関係

<p style="text-align: center;">拠点の認定</p> <p style="text-align: center;">＜専門委員会(作業部会の下に設置)にて審議＞</p>	<p style="text-align: center;">事業の採択</p> <p style="text-align: center;">＜推進委員会にて審議＞</p>
<p>【平成24年】</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>12月21日 第1回専門委員会 ・公募及び審査関係書類の確定</p> </div> <p style="text-align: center;">公募開始</p>	<p>【平成24年】</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>12月21日 推進委員会【打合せ会(非公式)】 ・公募関係資料内諾</p> </div>
<p>【平成25年】</p> <p>1月28日 申請書提出締切</p> <p>2月上旬～ 書面審査</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3月上旬 第2回専門委員会 ・書面審議(合議) ・面接審査候補確定</p> </div> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3月下旬 第3回専門委員会 ・面接審査</p> </div> <p style="text-align: center;">認定候補決定</p>	<p>【平成25年】</p> <p>2月中旬 推進委員会【持ち回り】 ・公募関係資料確定</p> <p style="text-align: center;">公募開始</p> <p>3月上旬～ 書面審査 ※ 認定に係る審議動向を踏まえて実施</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3月下旬 第1回推進委員会 ・合議審査</p> </div> <p style="text-align: center;">採択候補決定</p>

【参考】共同利用・共同研究拠点の整備経緯 & 評価・認定スケジュール(予定)

